

あきる野市特定教育・保育施設に対する指導検査に関する基準

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 一般原則 (1) 平等に取り扱う原則	<p>1 特定教育・保育施設は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供(以下、「保育の提供」という。)を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子ども(以下、「認定子ども」という。)の国籍、信条、社会的身分、保育の提供に要する費用を負担するか否か等によって、差別的取扱いをしてはならない。</p>	<p>1 全ての子どもに適切な保育を提供し、健やかな成長のための適切な環境を等しく確保しているか。</p> <p>1 認定子どもに対し、差別的取扱いをしていないか。</p>	<p>(1)特定運営基準条例第3条第1項</p> <p>(1)特定運営基準条例第24条</p>	<p>1 適切な保育環境が等しく確保されていない。</p> <p>1 子どもに対し、差別的取扱いをしている。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
(2) 子どもの人権の尊重、虐待等の禁止	<p>1 特定教育・保育施設は、認定子どもの意思及び人格を尊重して、認定子どもの立場に立って保育を提供するよう努めなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該施設等を利用する認定子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設の職員は、次に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (1)児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (2)児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 (3)児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による(1)、(2)又は(4)の行為の放置その他の特定地域型保育事業所の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。 (4)児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	<p>1 子どもの意思や人格を尊重した保育を提供しているか。</p> <p>1 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のための体制を整備しているか。</p> <p>1 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>(1)特定運営基準条例第3条第2項</p> <p>(1)特定運営基準条例第3条第4項</p> <p>(1)特定運営基準条例第25条</p>	<p>1 子どもの意思や人格を尊重していない。</p> <p>1 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のための体制を整備していない。</p> <p>2 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のための体制が不十分である。</p> <p>1 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしている。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

<p>2 運営に関する基準</p> <p>(1) 利用定員に関する基準</p>	<p>1 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る)の利用定員は、20人以上とする。</p> <p>2 利用定員は、施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定める。</p> <p>【認定こども園】 子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>【幼稚園】 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>【保育所】 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	<p>1 適正な定員設定をしているか。</p> <p>1 利用定員を適正に区分しているか。</p>	<p>(1)特定運営基準条例第4条第1項</p> <p>(1)特定運営基準条例第4条第2項</p>	<p>1 定員が適正ではない。</p> <p>1 区分が適正ではない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
<p>(2) 利用定員の遵守</p>	<p>1 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。ただし、以下のような事情がある場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応 (2) 他の特定教育・保育施設等が利用定員の減少等を届け出た際の便宜の提供への対応 (3) 要保護児童に対する福祉事務所長が採るべき措置等への対応 (4) 災害、虐待その他やむを得ない事情</p>	<p>1 利用定員は遵守されているか。</p> <p>2 利用定員が認可定員を超えていないか。</p>	<p>(1)特定運営基準条例第22条</p> <p>(1)確認に係る留意事項</p>	<p>1 事情なく利用定員を超えて保育を提供している。</p> <p>2 定員超過により、職員、設備、面積等が基準を下回り、事業運営に重大な支障が生じている。</p> <p>1 連続2年以上年間平均利用率が120%以上になっている。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>(3) 運営規程</p>	<p>1 特定教育・保育施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (5) 教育・保育給付認定保護者(以下、「認定保護者」という。)から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 (7) 特定教育・保育の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する選考方法を含む。) (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p>	<p>1 運営規程を適切に定めているか。</p>	<p>(1)特定運営基準条例第20条</p>	<p>1 運営規程等を定めていない。</p> <p>2 運営規程の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

(4) 内容及び手続の説明及び同意	<p>1 特定教育・保育施設は、保育の提供の開始に際しては、利用申込者に対し、運営規程の概要、管理者・職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 利用申込者からの申出があった場合には、重要事項を記した文書の交付に代えて、電磁的方法により提供することができる。</p>	1 重要事項について文書を交付し(または電磁的方法を用い)て、説明し、利用申込者の同意を得ているか。	(1)特定運営基準条例第5条	<p>1 重要事項説明書を作成していない。</p> <p>2 重要事項説明書の内容が不十分である。</p> <p>3 利用申込者に文書の交付または電磁的方法を用いて説明し、同意を得ていない。</p> <p>4 利用申込者に対する説明、利用書の同意が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
(5) 運営規程等の掲示	1 特定教育・保育施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	1 運営規程の概要、その他重要事項を掲示しているか。	(1)特定運営基準条例第23条	<p>1 重要事項を掲示していない。</p> <p>2 重要事項の掲示の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(6) 確認事項の変更申請・届出	<p>1 特定教育・保育施設の確認事項に変更があったときは、市長に申請又は届出しなければならない。</p> <p><届出の必要な確認事項></p> <p>(1) 施設の名称、保育施設の種別及び所在地</p> <p>(2) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>(3) 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書</p> <p>(4) 建物の構造概要及び図面並びに設備の概要</p> <p>(5) 施設の管理者の氏名、生年月日、住所</p> <p>(6) 運営規程</p> <p>(7) 施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項</p> <p>(8) 設置者の役員の名、生年月日及び住所</p> <p>(9) 利用定員の変更(増加以外)</p> <p><申請の必要な確認事項></p> <p>(1) 利用定員の増加</p>	1 確認事項の変更の届出をしているか。	(1)市確認規則第5条、第7条第1項・第2項	1 変更の申請又は届出をしていない。	C
(7) 正当な理由のない特定教育・保育の提供拒否の禁止	1 特定教育・保育施設は、認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	1 正当な理由なく受け入れを拒んでいないか。	(1)特定運営基準条例第6条第1項	1 正当な理由なく利用の申し込みを拒んでいる。	C
(8) あっせん、調整及び要請に対する協力	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設の利用について市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 市が行うあっせん及び要請に協力しているか。	(1)特定運営基準条例第7条第1項・第2項	1 あっせん及び要請に対し協力していない。	B

(9) 教育・保育給付認定等	<p>1 特定教育・保育施設は、必要に応じて認定保護者の提示する教育・保育給付認定証によって、教育・保育給付認定の有無、認定子どもの該当する区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合や変更の認定の申請が有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、変更の認定の申請については緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p>	<p>1 教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量を確認しているか。</p> <p>1 保護者に対し、教育・保育給付認定に必要な援助を行っているか。</p> <p>1 保護者の不正受給について、市に適切に報告をしているか。</p>	<p>(1)特定運営基準条例第8条</p> <p>(1)特定運営基準条例第9条第1項・第2項</p> <p>(1)特定運営基準条例第19条</p>	<p>1 教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量を確認していない。</p> <p>1 申請に必要な援助を行っていない。</p> <p>1 認定保護者の不正な行為を報告していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(10) 地域等との連携	<p>1 特定教育・保育施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都、市、小学校、児童福祉施設等若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、保育の提供の終了に際しては、認定子どもについて、小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	<p>1 地域との連携や交流に努めているか。</p> <p>1 小学校その他の機関との連携に努めているか。</p> <p>1 地域住民等に対し、運営の内容の説明に努めているか。</p>	<p>(1)特定運営基準条例第3条第3項</p> <p>(1)特定運営基準条例第11条</p> <p>(1)特定運営基準条例第31条</p>	<p>1 地域との連携や交流に努めていない。</p> <p>1 小学校その他の機関との連携に努めていない。</p> <p>1 地域住民等に対し、事業の運営の内容の説明に努めていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(11) 勤務体制の確保等	<p>1 特定教育・保育施設は、認定子どもに対し、適切な保育を提供できるよう、職員の勤務体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該施設の職員によって保育を提供しなければならない。ただし、認定子どもに対する保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>1 職員の勤務体制は適切か。</p> <p>1 当該施設の職員によって特定教育・保育を提供しているか。</p> <p>1 施設の職員の研修の機会を確保しているか。</p>	<p>(1)特定運営基準条例第21条第1項</p> <p>(1)特定運営基準条例第21条第2項</p> <p>(1)特定運営基準条例第21条第3項</p>	<p>1 職員の勤務体制が適切でない。</p> <p>2 職員の勤務体制が不十分である。</p> <p>1 当該施設の職員によって保育を提供していない。</p> <p>1 施設の職員の研修の機会を確保していない。</p> <p>2 施設の職員の研修の機会が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>

	<p>4 公定価格の基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。</p> <p>〈保育士、調理員、非常勤事務職員、嘱託医・嘱託歯科医〉</p> <p>(1)保育士の数は、ア年齢配置基準とイその他の合計した数であること。</p> <p>ア <u>年齢配置基準</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児 3人につき 1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 6人につき 1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 20人につき 1人 ・満4歳以上の児童 30人につき 1人 <table border="1" data-bbox="398 411 1093 635"> <tr> <td>計算式</td> </tr> <tr> <td>{4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切捨て))} + {3歳以上児数×1/20(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切捨て))} + {1、2歳児数 × 1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + {乳児数 × 1/3(小数点第1位まで計算((小数点第2位以下切り捨て))} = 配置基準上保育士数</td> </tr> </table> <p>イ <u>その他の基準</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用定員90人以下の施設については1人 ・保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人 ・年齢配置基準とその他の基準の保育士1人あたり、研修代替保育士として年間2人分の費用を算定 <p>(2)調理員の場合は、以下の通りであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用定員40人以下の施設 1人 ・利用定員41人以上150人以下の施設は 2人 ・利用定員150人以上の施設は 3人(うち1人は非常勤で可) <p>(3)非常勤事務職員 1人 ※施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要。</p> <p>(4)嘱託医・嘱託歯科医 各々1人以上</p>	計算式	{4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切捨て))} + {3歳以上児数×1/20(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切捨て))} + {1、2歳児数 × 1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + {乳児数 × 1/3(小数点第1位まで計算((小数点第2位以下切り捨て))} = 配置基準上保育士数	<p>1 職員構成は適正か。</p> <p>常勤以外の職員を配置する場合には、以下の算式によって得た数値により充足状況を確認する。</p> <table border="1" data-bbox="1144 411 1480 635"> <tr> <td>計算式</td> </tr> <tr> <td>常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計 ÷ 各施設・事業所の就業規則等で定められた常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値</td> </tr> </table>	計算式	常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計 ÷ 各施設・事業所の就業規則等で定められた常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値	<p>(1)留意事項通知</p>	<p>1 充足すべき職員数が不足している。</p>	<p>C</p>
計算式									
{4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切捨て))} + {3歳以上児数×1/20(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切捨て))} + {1、2歳児数 × 1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + {乳児数 × 1/3(小数点第1位まで計算((小数点第2位以下切り捨て))} = 配置基準上保育士数									
計算式									
常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計 ÷ 各施設・事業所の就業規則等で定められた常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値									
<p>(12) 懲戒に係る権限の濫用禁止</p>	<p>1 特定教育・保育施設の長たる管理者は、認定子どもに対し児童福祉法の趣旨を踏まえ懲戒に関しその認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	<p>1 体罰等の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行って、体罰等を伴わないサービス提供を行っているか。</p>	<p>(1)特定運営基準条例第26条</p>	<p>1 懲戒の権限を濫用している。</p>	<p>C</p>				

<p>(13) 秘密保持</p>	<p>1 特定教育・保育施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た認定子ども又はその家族等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、認定子どもに関する情報を提供するには、あらかじめ文書により当該認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。</p> <p>< 必要な措置(例) > ・規程類の整備 ・雇用時の取り決め 等</p>	<p>1 秘密漏洩がないよう施設が必要な措置を講じているか。</p> <p>2 認定子どもに関する情報の提供をする際にあらかじめ文書で保護者の同意を得ているか。</p>	<p>(1)特定運営基準条例第27条第1項～第3項</p>	<p>1 秘密保持に必要な措置を講じていない。</p> <p>2 秘密保持の措置が不十分である。</p> <p>1 子どもに関する情報提供について、あらかじめ文書による保護者の同意を得ていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
<p>(14) 情報の提供等</p>	<p>1 特定教育・保育施設は、当該施設を利用しようとする小学校就学前子どもの認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該施設が提供する保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。</p>	<p>1 特定教育・保育施設を利用しようとする保護者に対して情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>1 広告の内容に虚偽や誇大なものがないか。</p>	<p>(1)特定運営基準条例第28条第1項</p> <p>(1)特定運営基準条例第28条第2項</p>	<p>1 利用しようとする保護者への情報提供に努めていない。</p> <p>1 施設についての広告に虚偽や誇大な内容がある。</p>	<p>B</p> <p>C</p>
<p>(15) 利益供与等の禁止</p>	<p>1 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設等又はその職員(以下、「関与者」とする。)に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該教育・保育施設等を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、関与者から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p>	<p>1 関与者への利益供与がないか。</p> <p>1 関与者からの利益収受がないか。</p>	<p>(1)特定運営基準条例第29条第1項</p> <p>(1)特定運営基準条例第29条第2項</p>	<p>1 関与者に利益供与している。</p> <p>1 関与者から利益収受している。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
<p>(16) 苦情解決</p>	<p>1 特定教育・保育施設は、その提供した保育に関する認定子ども・保護者・家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合には、内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した保育に関する認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>1 苦情を記録しているか。</p> <p>1 苦情に関して、市が実施している事業に協力しているか。</p>	<p>(1)特定運営基準条例第30条第1項～第5項</p>	<p>1 苦情対応に必要な措置を講じていない。</p> <p>2 苦情対応が不十分である。</p> <p>3 苦情の受付先を保護者等に周知していない。</p> <p>1 苦情を記録していない。</p> <p>1 苦情に関する市の実施事業に協力していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>

	<p>4 特定教育・保育施設は、その提供した保育に関し、認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、改善の内容を市に報告しなければならない。</p>	<p>1 苦情に関して市が行う調査に協力し、指導・助言に従って必要な改善をしているか。</p> <p>1 市から求めがあった場合に、改善の内容を市に報告しているか。</p>		<p>1 苦情に関する市の調査に協力していない。</p> <p>2 指導・助言に従った必要な改善をしていない。</p> <p>1 市の求めがあるにも関わらず、改善の内容を市に報告していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(17) 記録の整備	<p>1 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。また、認定子どもに対する保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画 (2) 提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 (3) 市への通知に係る記録 (4) 苦情の内容等の記録 (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>1 記録の整備、保存は適正に行われているか。</p>	(1)特定運営基準条例第34条	<p>1 特定教育・保育の提供に関する記録の整備、保存が行われていない。</p> <p>2 特定教育・保育の提供に関する記録の整備、保存が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
3 教育・保育に関する基準 (1) 心身の状況等の把握	1 特定教育・保育施設は、保育の提供に当たっては、認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	1 子どもの状況の把握に努めているか。	(1)特定運営基準条例第10条	1 子どもの心身の状況等の把握に努めていない。	B
(2) 特定教育・保育の提供の記録	1 特定教育・保育施設は、保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 特定教育・保育提供の記録をしているか。	(1)特定運営基準条例第12条	1 施設の保育提供内容を記録していない。	B
(3) 特定教育・保育の取扱方針	1 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の区分に応じた指針に基づき、認定子どもの心身の状況等に応じて、保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 認定こども園 幼稚園教育要領及び保育所保育指針 (2) 幼稚園 幼稚園教育要領 (3) 保育所 保育所保育指針	1 指針等に基づいた保育が行われているか。	(1)特定運営基準条例第15条第1項	1 指針等に基づいた保育の提供が適切に行われていない。 2 指針等に基づいた保育の提供が不十分である。	C B
(4) 特定教育・保育に関する評価等	1 特定教育・保育施設は、自らその提供する保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、特定教育・保育施設は、定期的に当該施設を利用する認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	1 自己評価や外部の者の評価による特定教育・保育の質の向上のための取組をしているか。	(1)特定運営基準条例第16条	1 特定教育・保育の質の評価・改善の取組を行っていない。 2 特定教育・保育の質の評価・改善の取組が不十分である。	C B
(5) 相談及び援助	1 特定教育・保育施設は、常に認定子どもの心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、認定子ども又はその保護者に対し、相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 子どもや保護者の相談に応じ、助言や援助を行っているか。	(1)特定運営基準条例第17条	1 子どもや保護者からの相談に応じていない。 2 子どもや保護者に必要な助言・援助をしていない。	C C
(6) 緊急時等の対応	1 特定教育・保育施設は、保育の提供を行っているときに認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 緊急時に必要な措置を講じているか。	(1)特定運営基準条例第18条	1 緊急時に必要な措置を講じていない。 2 緊急時に必要な措置が不十分である。	C B
(7) 事故発生の防止及び発生時の対応	1 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる事項を定める措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応及び事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	1 事故発生や再発防止のための措置を講じているか。	(1)特定運営基準条例第32条第1項	1 事故発生防止の指針を整備していない。 2 事故発生防止の指針の内容が不十分である。 3 事故発生の報告や分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備していない。	C B C

	<p>2 特定教育・保育施設は、認定子どもに対する保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p><市に報告が必要な事故等></p> <p>(1) 死亡事故</p> <p>(2) 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病等を伴う重篤な事故等</p> <p>(3) 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合</p> <p>ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合</p> <p>イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に園長が報告を必要と認めた場合</p> <p>(4) 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合</p> <p>(5) その他、児童の生命または身体被害に係る重大な事故に直結するような事案が発生した場合</p>	<p>1 事故発生が発生した場合に連絡や必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1)特定運営基準条例第32条第2項</p> <p>(2)府政共生第912号</p>	<p>4 従業者への事故発生の報告や周知徹底が不十分である。</p> <p>5 事故発生防止のための委員会や従業員に対する研修を定期的に行っていない。</p> <p>6 事故発生防止のための取り組みが不十分である。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
	<p>3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</p>	<p>1 事故の状況やとった処置を記録しているか。</p>	<p>(1)特定運営基準条例第32条第3項</p>	<p>1 市に報告が必要な事故等の記録をとっていない。</p> <p>2 市に報告が必要な事故等の記録内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
	<p>4 特定教育・保育施設は、認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>1 賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>(1)特定運営基準条例第32条第4項</p>	<p>1 賠償すべき損害賠償を速やかに行っていない。</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
4 会計に関する基準 (1) 会計の区分	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1 会計の区分がされているか。	(1)特定運営基準条例第33条	1 特定教育・保育事業の会計を他の事業会計と区分していない。	C
(2) 会計に関する諸記録の整備	1 特定教育・保育施設は、会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1 会計に関する諸記録を整備しているか。	特定運営基準条例第34条第1項	1 記録を整備していない。 2 記録の整備が不十分である。	C B
(3) 利用者負担額	1 特定教育・保育施設は、保育を提供した際は、認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。	1 認定保護者から利用者負担額の支払を受けているか。	(1)特定運営基準条例第13条第1項	1 利用者負担額の支払を受けていない。	B
(4) 上乗せ徴収	1 特定教育・保育施設は、保育を提供するにあたって、当該特定教育・保育の質の向上を図るうえで特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払(以下、「上乗せ徴収」という。)を、認定保護者から受けることができる。	1 特に必要であると認められる対価の支払について、定められた範囲内で設定されているか。	(1)特定運営基準条例第13条第3項	1 特に必要と認められる対価の支払について、定められた範囲内で設定されていない。	C
(5) 実費徴収	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育において便宜に要する費用のうち、次に掲げる(1)から(4)の額の支払(以下、「実費徴収」という。)を、認定保護者から受けることができる。 【実費徴収することができる費用】 (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品 (2) 特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	1 便宜に要する費用について、該当しない費用の支払を受けていないか。	(1)特定運営基準条例第13条第4項	1 (1)から(4)以外の費用の額の支払を、認定保護者から受けている。	C
(6) 領収証の交付	1 特定教育・保育施設は、利用者負担額、上乗せ徴収の費用及び実費徴収の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った認定保護者に対し交付しなければならない。	1 当該費用に係る領収証を認定保護者に対し交付しているか。	(1)特定運営基準条例第13条第5項	1 当該費用に係る領収証を認定保護者に対し交付していない、或いは集金袋に受領印を押す等の対応をしていない。	C

(7) 書面説明及び同意	1 特定教育・保育施設は、上乗せ徴収及び実費徴収の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、実費徴収の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	1 書面を提示し説明を行い、同意を得ているか。	(1)特定運営基準条例第13条第6項	1 上乗せ徴収及び実費徴収について、認定保護者に対し、書面によって明らかにするとともに、説明を行い、文書による同意を得ていない。 2 認定保護者への説明等が不十分である。	C B
(8) 施設型給付費等の額に係る通知等	1 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、認定保護者に対し、当該認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を認定保護者に対して交付しなければならない。	1 法定代理受領による支給額を通知しているか。 1 特定教育・保育提供証明書を交付しているか。	(1)特定運営基準条例第14条第1項 (1)特定運営基準条例第14条第2項	1 法定代理受領により受けた施設型給付費の額を保護者に通知していない。 1 特定教育・保育提供証明書を交付していない。	C C
(9) 公定価格に関する基準	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育に要する費用(以下、「公定価格」という。)の算定及び請求について、算定に関する基準に基づき適正に行わなければならない。また、加算の要件で定められた人員配置等について、要件を満たすよう適正に行わなければならない。	1 公定価格の算定、請求を適正に行っているか。 2 加算要件で定められた人員配置等を適正に実施しているか。	(1)留意事項通知	1 公定価格の算定・請求を適正に行っていない。 1 加算要件で定められた人員配置等を適正に行っていない。	C C